

一用途地域内の建築物の用途制限の概要一

建築物の用途制限	用途地域											用途地域の指定のない区域	備考		
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域			工業地域	工業専用地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途制限あり
店舗等		①	②	③	○	○	○	①⑤	○	○	○	○	④	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗で2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店等のサービス業用店舗で2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗及び飲食店以外 ⑤ 農産物直売所、農家レストラン等のみで2階以下
事務所等				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
風俗施設				▲	▲	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
公会堂・集会所	③	③	③	①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	① 2階かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下 ③ 地区集会所に限り建築可能(600㎡以下)
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
単独自動車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下かつ2階以下
建築物附属自動車庫	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	①、②、③については、当該敷地内にある建築物(自動車庫を除く)の延べ面積以下かつ下記の条件を満たすもの ① 600㎡以下かつ1階以下 ② 3,000㎡以下かつ2階以下 ③ 2階以下 ※一団地の敷地内について別に制限あり
一般用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下かつ2階以下 ② 3,000㎡以下 ③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
倉庫業倉庫								○	※2	○	○	○	○	○	
畜舎(15㎡を超えるもの)				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下かつ原動機の出力が0.75kw以下
危険性及環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	※2	②	②	○	○	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下 他に原動機・作業内容の制限あり
危険性及環境を悪化させるおそれが少ない工場								※2	②	②	○	○	○	○	
危険性及環境を悪化させるおそれがやや多い工場								※2			○	○	○	○	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場								※2			○	○	○	○	
自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下 ③ 作業場の床面積が300㎡以下 他に原動機の出力制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量											○	○	○	○	① 1,500㎡以下かつ2階以下 ② 3,000㎡以下
											○	○	○	○	

※1 本表は、用途制限の概要を表すものであり、すべての制限について掲載したものではない。

※2 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(政令で定めるもの(著しい騒音を発生するもの等)を除く。)、であれば建築可能。

■お問い合わせ先

余市町役場 建設水道部 まちづくり計画課 まちづくり建築グループ TEL0135-21-2124(直通)